

東公園一帯整備基本構想策定業務仕様書

1 業務名

東公園一帯構想基本構想策定業務

2 目的

本業務は、東公園地域の一体整備を行うため津島市スポーツ推進計画及び津島市スポーツ施設整備方針を踏まえ、東公園地域周辺を一体的に整備するために必要な基本方針及びその手法の概略、将来的な実現の展望、解決すべき課題等を示すことを目的とした東公園一帯整備基本構想を策定するための業務である。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容、実施方針、スケジュール及び実施体制等を記載した業務計画書を作成すること。

(1) 上位・関連計画調査

国、愛知県及び本市のスポーツ推進計画、スポーツ施設整備方針などスポーツ調査や施策に係る取組みを整理するとともに、本市総合計画、都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画、公共施設等適正配置計画等に対する施策等を整理する。

(2) 本市及び周辺地域におけるスポーツ施設等の現状の把握

本市及び周辺市町村に位置する各種スポーツ施設等の概要を整理する。整理に当たっては、スポーツ施設等の種別ごとに整理するものとし、施設の規模、集客力、対応可能な種目、概要等を整理する。また、想定される誘致圏域等についても整理を行う。併せて宿泊施設や飲食店、子ども、高齢者等、本拠点を中心としたスポーツ施策等との連動が想定される都市機能や社会資本の分布状況や施設概要についても取りまとめる。

(3) プロスポーツ誘致・競技大会誘致の可能性検討

本市におけるプロスポーツへの対応の可否について検討する。

(4) 東公園一帯整備基本構想に関連するスポーツ施設等に関する市民、スポーツ団体、商工関係団体、子育て関係団体及びまちづくり関係団体等への意向調査の実施

本市の将来のスポーツ施設等の在り方について、スポーツ団体等意向調査を実

施する。意向調査では、津島市のスポーツ施設等に対する課題や将来の在り方等本拠点に関するものの他、スポーツ施策を通じて実現を期待する津島市の望ましい姿等、広く「まちづくり」についての意見収集を行うものとする。また、本市のスポーツ施設等を利用する各種団体や各施設の管理の状況をヒアリング等により調査を行い、利用者の視点等から各施設の課題、将来の在り方等について意見徴収を行う。民間事業者とのサウンディング調査等を実施し、関係者の意向調査を行う。

(5) 事例調査

本構想と類似する国内事例の情報収集や現地調査を行う。

(6) 本市のスポーツ施設等に関する課題の抽出

本市のスポーツに関する計画及びスポーツ施設等の現状等を踏まえ、本市におけるスポーツ施設等の課題を整理する。課題の把握に当たっては、本市の各施設に関する事項に加え、周辺インフラの整備状況等を踏まえた「まちづくり」の観点からも課題を抽出し、本市のスポーツ施設等に関する課題として整理する。

(7) 東公園一帯整備基本構想に関する基本方針の検討

本市におけるスポーツ施設等の課題や将来の在り方に関する市民及び関係者等の意見を踏まえ、本市における東公園一帯整備基本構想に関する基本方針を検討する。また、本市スポーツ公園整備に関する課題及び基本方針を踏まえ、スポーツ公園整備に関する各種施策を検討する。

(8) 公園整備エリアの設定およびエリア内ゾーニング及び配置案の作成

基本方針の内容をより効果的に実現するため、対象エリア内のゾーニングを検討し、導入機能の配置案を作成する。導入機能の検討に際しては、既存施設のスポーツ施設としての機能性そのものを向上させるための既存機能の強化、既存スポーツ施設同士あるいは周辺におけるほかの社会資本との相乗効果が期待できる新規機能の導入等の視点から進めるものとする。また、各ゾーンの役割や取組等の整理を行い、概念図やイメージパース等の作成を行う。

(9) 導入機能案の事業手法の検討・整理・概算事業費の試算

基本方針やゾーニング、配置案に基づき検討した機能の事業手法について検討を行う。なお、導入機能及び事業手法の検討に当たっては、官民を問わず多岐にわたる検討を行い、概算事業費の試算を行う。

(10) 実現方策の検討

東公園一帯整備に関する基本方針及び各種施策の実現のために必要となる導入機能を活かした方策等を検討する。併せて、短期、中長期で効果的に実施すべき事項等を整理し、実現方策及び事業スケジュールを検討する。

(11) 東公園一帯整備基本構想の作成

前項の整理や結果を踏まえ、「津島市東公園一帯整備基本構想」を取りまとめる。
また、パブリックコメントの実施に関する支援を行う。

(12) 報告書の作成

前項までの検討経緯や結果について分かりやすく取りまとめ、令和6年度分及び7年度分の報告書の作成を行う。

(13) 打合せ

打合せは、業務着手時、中間時、年度終了時前の計3回行うことを原則とするが、業務実施上に、疑義が生じた場合は、速やかに市と協議する。

5 成果品

成果品の提出については、以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、委託者の指示によるものとする。

(1) 基本構想

- ① 本編及び概要版 A4判（カラー） 本編100部、概要版500部
- ② 基本構想図・イメージパース 1部
- ③ 上記に係る電子媒体を記録したCD-ROM等の電子媒体一式

6 事業スケジュール案

令和7年8月	基本構想パース版作成
令和7年11月	基本構想素案策定
令和8年1月	パブリックコメント実施
令和8年3月	基本構想策定

7 業務従事者の必要資格

過去5年間（平成31年4月1日以降）に地方公共団体が発注する公園一帯整備基本構想又はそれに相当する業務実績を有すること。

管理技術者と主任担当者は兼務することができないものとする。